

## 上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校における学校活性化地域協議会の意見の概要等について

### 1 概要

1学年1学級規模の全日制高等学校のうち、全校生徒数が2年連続して80人未満となった上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校について、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、学校活性化地域協議会の意見を聴取した。

### 2 上下高等学校について

#### (1) 近年の生徒数の推移（5月1日時点）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	32人	24人	30人	23人	11人
2年生	25人	32人	22人	27人	23人
3年生	36人	23人	31人	20人	25人
合計	93人	79人	83人	70人	59人

#### (2) 学校活性化地域協議会における意見の概要について

##### ア 開催日

令和4年5月20日（金）

##### イ 意見の概要

学校活性化地域協議会としては、上下高等学校は地域に必要な学校であり、学校の存続に向けて、まだやることがある、やれることがある、やっていきますという強い思いがある。県教育委員会には、こうした思いをしっかりと受け止めて欲しい、とのことであった。

○ 地域の子供たちが高等学校で学ぶ機会を確保するためにも、何としても上下高等学校を存続させないといけない。

そのため、学校活性化地域協議会も、上下高等学校の魅力づくりに主体的かつ積極的に取り組んでいくとともに、地域が必要としていることを、県教育委員会のみならず県民に対しても発信していくなければならない。

○ 府中市として、上下高等学校を残すために、できる限りの支援をしていく。

中長期的な魅力づくりを推進していくため、例えば、本市が包括連携協定を結んでいる大学と上下高等学校との連携や、市が整備することとしている芝生のサッカーグラウンドを活用した新たな魅力づくりなど、市としてできる限りの協力・支援をしていきたい。

○ 小学校の保護者代表として何ができるかを考え、先日、初めて小学校のPTA総会で上下高等学校の校長先生をお招きし、上下高等学校の魅力や、生徒の学校生活の様子などについて、話をしてもらった。

保護者からは、「実際に話を聞いてみて、上下高等学校への印象が変わった」などの声が聞かれたことからも、今後は様々な行事に高校からも参加していただき、保護者に上下高等学校の良さを知ってもらう機会をつくっていきたい。

### 3 東城高等学校について

#### (1) 近年の生徒数の推移（5月1日時点）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	35人	36人	25人	21人	23人
2年生	30人	35人	35人	22人	21人
3年生	34人	30人	35人	34人	22人
合計	99人	101人	95人	77人	66人

#### (2) 学校活性化地域協議会における意見の概要について

##### ア 開催日

令和4年5月26日（木）

##### イ 意見の概要

東城で生まれた子供を、18歳までしっかりと東城で育てていきたい。近々、地域の有志による支援組織を立ち上げる予定であり、これからも、東城高等学校を支援していきたい。県教育委員会には、こうした思いをしっかりと受け止めて欲しい、とのことであった。

- 東城高等学校には、地元中学校の卒業生の半数以上が進学していることからも、中学校長として、地域に絶対に必要な高校だと思っているが、中学生は意外と東城高等学校のことを知らない。  
中学生が東城高等学校を知る機会を多く作らないと、行きたいという気持ちも出てこないと思う。中学生が進路を決める夏までに、もっと中学校を訪問するとともに、小学校との交流も増やし、東城高等学校の魅力を、地元の児童生徒に伝えていかなければならない。
- 東城町内から他地域の高校へ通うのは、時間的、経済的に非常に困難なことからも、庄原市として、東城町内に東城高等学校がある意義は非常に大きいと考えている。  
東城地域の次の世代の子供たちのためにも、この地域で、高等学校教育を受けることができるようにしていく必要があり、庄原市としても予算的な支援を行っている。引き続き、東城高等学校の魅力の向上に向け、学校、保護者、庄原市・地域が力を合わせて取り組んでいく。
- 自分の2人の子供のうち、1人は東城高等学校へ進学したが、1人は「小規模校では何となく不安」という理由で東城高等学校へは進学しなかった。  
東城高等学校は、生徒一人一人に寄り添った、丁寧な指導をしてくれる学校であり、子供を東城高等学校へ進学させて良かったと思っているし、東城高等学校以外の学校へ進学した子供も、東城高等学校へ行かせれば良かったと思っている。
- 東城高等学校のPTAとして、こうした思いを、小中学校のPTAに話していきたい。

## 4 湯来南高等学校について

### (1) 近年の生徒数の推移（5月1日時点）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	37人	32人	29人	9人	18人
2年生	31人	35人	28人	26人	8人
3年生	29人	27人	32人	27人	25人
合計	97人	94人	89人	62人	51人

### (2) 学校活性化地域協議会における意見の概要について

#### ア 開催日

令和4年5月31日（火）

#### イ 意見の概要

湯来南高等学校のような少人数の学校を必要としている子供たちがいるし、なくなると困るという保護者の声も聞いている。湯来南高等学校は、この地域に必要な学校であり、県教育委員会には、学校の存続に向けた思いをしっかりと受け止めて欲しい、とのことであった。

- 県教育委員会には、湯来町内の小学校・中学校の児童生徒数が大きく減っていることから、中山間地域の学校について、「全校生徒数が2年連続して80人未満」という基準の見直しを検討してもらいたい。
- 生徒と教員との距離が近く、生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を受けられるという学校の魅力を、学校活性化地域協議会としても、もっと発信していかないといけない。
- 学校活性化地域協議会としても、新型コロナウイルス感染症の影響で、ここ2年間は、学校と地域との交流や、中学校との連携などの取組を十分に行うことができなかった。このままでは、悔いが残るので、もう少し猶予が欲しい。  
もう1年チャンスがあるのなら、何とか30人程度の入学者を確保できるよう、取り組んでいきたい。
- 同窓会としても、学校の存続に向けて、入学者数の確保に向けた取組への経費支援など、できる限りの対応をしていきたい。

## 5 今後の対応について

- 上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方については、学校活性化地域協議会の意見も踏まえ、検討を進めていく。
- 検討に当たっては、今後とも必要に応じて、学校活性化地域協議会の意見を伺うとともに、関係市の理解を得ながら、進めていく。

## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

### (2) 取組の方向性

～略～

○ 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校<sup>(注 19)</sup>については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間<sup>(注 20)</sup>、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数<sup>(注 21)</sup>が毎年度、収容定員<sup>(注 22)</sup>の 2/3（80 人）以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間が経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3（80 人）未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校<sup>(注 23)</sup>
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想（仮称）」<sup>(注 24)</sup>への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～

#### 【用語の解説】

##### (注 19) 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

平成 26 年度以降の募集定員が 1 学級の全日制高等学校とする。

##### (注 20) 3 年間

平成 26 年度の募集定員が 1 学級の学校については、協議会における活性化策の検討期間も含め、平成 28 年度末までの 3 年間とする。

平成 27 年度以降、募集定員が 1 学級となった学校については、募集定員が 1 学級となった年度から 3 年間とする。

##### (注 21) 全校生徒数

各年度 5 月 1 日現在の在籍生徒数とする。

##### (注 22) 収容定員

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、1 学級の生徒数は 40 人（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 6 条）で、1～3 学年の募集定員の計は 3 学級であることから、収容定員は 120 人となる。

##### (注 23) キャンパス校

近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

##### (注 24) 「中高学園構想（仮称）」

特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。